

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表する。

令和2年1月31日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

- 1. 監査対象 農業委員会事務局の令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
- 2. 監査期間 令和元年11月18日から令和元年12月16日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
<p>1. 証明書発行手数料について、手数料積算の明確化のために証明書受付交付整理簿の様式の見直しを図ること。また、現金の取り扱いについて、関係例規に基づき適切な管理に努めること。</p> <p>2. 農地法等の許可申請手続きにおいて、チェック体制の強化に努めること。</p>	<p>1. 証明書受付交付整理簿の様式の見直しについては、令和2年度からの実施に向け検討中。現金の取り扱いについては、事故が無いよう十分注意を払い、会計課と協議を進め、関係例規に基づき適切な管理に努める。</p> <p>2. 農地法等の許可申請手続きについては、取扱いに遺漏の無いよう、体制の強化に努める。</p>